

第17期 第13回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和3年8月27日(金) 午後1時30分～午後2時19分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 (8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 (0 名)

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洌 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

6番 金城 朝之 委員 ・ 7番 比嘉 強 委員

7 付議すべき案件

報告第 71 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 72 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 73 号 現況証明願について

報告第 74 号 農地法許可の取消し願について

報告第 75 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 76 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第 36 号	農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 37 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 38 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第 11 号	農用地区域内の一部用途変更について
協議第 12 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について
協議第 13 号	農用地区域からの除外申請について

8. 会議の内容

議長 定刻の 1 時 30 分になりましたので、第 17 期豊見城市農業委員会第 13 回の総会を開会いたします。

(午後 1 時 30 分) 開会

議長 本日の議事日程の報告ですが、事前に配付しておりました議案書の付議事件であります協議第 12 号 農地利用集積計画の作成に係る意見決定については、主管課であります農林水産課より、取り下げの願い出がありました。

よって、本案については今総会の議案提出をしないこととしますので、本日の議事日程はただいまお手元にお配りのとおりといたします。

会期は、本日 1 日限りといたします。

本日の出席委員は 8 名中 8 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 6 番委員の金城朝之委員と第 7 番委員の比嘉強委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び上江洲主査をお願いいたします。

これより報告案件に入ります。初めに、報告第 71 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 2 ページをお開きください。

報告第 71 号「農地転用後の利用状況の報告について」、7 件ございました。内容確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第 71 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行します。

次に報告第 72 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 72 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長 報告第 72 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に報告第 73 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 73 号「現況証明願について」、4 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 報告第 73 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次、報告第 74 号について、事務局の説明をよろしくをお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 74 号「農地法許可の取消し願について」、1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長 報告第 74 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
では特に質疑ないようですので、進行します。
次に報告第 75 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 75 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 報告第 75 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次に報告第 76 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 12 ページをお開きください。
報告第 76 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、4 件ご

ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第 76 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行します。

これより議案審議に入ります。議案第 36 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 14 ページをお開きください。

議案第 36 号「農地転用事業計画変更承認申請について」、3 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、22 ページをお開きください。当初計画の内容としまして、土地の所在は豊見城市字長堂 132 番。転用目的はヤード。譲渡人から譲受人へ所有権移転する転用計画となっております。変更内容としましては、転用目的について変更はありませんが、隣接地への通行地役権の設定及び、それに伴う所要面積を 664 m²から 837 m²へ拡大するという内容となっております。当該申請につきましては、各判断基準には該当しないため、承認要件を全て満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、30 ページをお開きください。当初計画の内容としまして、土地の所在は豊見城市字長堂 130 番 1。転用目的は一般住宅。譲渡人から譲受人へ所有権移転する転用計画となっております。変更内容としましては、転用目的について変更はありませんが、隣接地への通行地役権の設定及び、それに伴う所要面積を 303 m²から 495 m²へ拡大するという内容となっております。当該申請につきましては、各判断基準には該当しないため、承認要件を全て満たしていると考えられます。

整理番号 3 番につきまして、38 ページをお開きください。当初計画の内容としまして、土地の所在は豊見城市字長堂 130 番 2 及び 130 番 3。転用目的は一般住宅。譲渡人から譲受人へ所有権移転する転用計画となっております。変更内容としましては、転用目的について変更はありませんが、隣接地への通行地役権の設定及び、それに伴う所要面積を 399 m²から 494 m²へ拡大するという内容となっております。当該申請につきましては、各判断基準には該当しないため、承認要件を全て満たしていると考えられます。

議案第 36 号について、説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。議案第 36 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第 36 号について、農地転用事業計画変更承認の判断基準を満たすと考えられることから、変更承認相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、議案第 36 号は変更承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。次に議案第 37 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて、議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 40 ページをお開きください。議案第 37 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきましては、45 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市宇田頭 74 番。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。続いて現地調査の結果をご報告いたします。整理番号 1 番の申請地は、瀬長地区の都市機能を有する施設が連たんする農地となっています。現場は既に駐車場として利用されていることから、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等についてはブロック塀及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。議案第 37 号について、説明は以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。上原委員、はい、どうぞ。

申請内容につきましては記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、56 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字渡橋名 114 番 1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、61 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 214 番 15。転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきましては、66 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 313 番。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、72 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 89 番 4。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、77 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 511 番。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 6 番につきまして、83 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 511 番。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。なお、整理番号 5、6 番については、同一の土地の所有権を共有名義とするため、申請を分けて行っています。

次に整理番号 7 番につきまして、89 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字瀬長 49 番 6、49 番 15。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 8 番につきまして、94 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 130 番 4。転用目的は進入路。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 9 番につきましては、99 ページをお開きください。申請のあった

土地は、豊見城市字長堂 130 番 4。転用目的は進入路。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 8、9 番については、長堂 130 番 4 の所有者及び隣接する土地の所有者がお互いに進入路として使用できるよう、通行地役権を設定するものとなっています。

次に整理番号 10 番につきまして、104 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 130 番 3。転用目的は進入路。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 11 番につきまして、109 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 130 番 3。転用目的は進入路。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 12 番につきまして、114 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 130 番 3。転用目的は進入路。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 10、11、12 番については、長堂 130 番 3 の所有者及び隣接する土地の所有者がお互いに進入路として使用できるよう、通行地役権を設定するものとなっています。

次に整理番号 13 番につきまして、119 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 132 番 3。転用目的は進入路。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 14 番につきましては、124 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 132 番 3。転用目的は進入路。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 15 番につきまして、129 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 132 番 3。転用目的は進入路。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 13、14、15 番については、長堂 132 番 3 の所有者及び隣接する土地の所有者がお互いに進入路として使用できるよう、通行地役権を設定するものとなっています。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、渡橋名地区の農用地区域に近接し、農地の広がり
が 10 ha を超える優良農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植
えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については、ブ
ロック塀計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、農地の広がり
が 10 ha 未満の農地となっています。本申請地は、過去に農地法第 5 条許可を受け
た別事業者により整備済みとなっており、報告第 74 号の農地法取消し願いの提
出があったことから、今回新たな転用申請に至っています。現地の境界、周辺
への被害防除等については、利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと
考えられております。

整理番号 3 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、相当数の街区を形成
している区域にある農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植
えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については、
利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 4 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、相当数の街区を形成
している区域にある農地となっています。現場は既に砂利敷に整備されている
ことから、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺へ
の被害防除等については、利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考
えられます。

整理番号 5 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、農地の広がり
が 10 ha 未満の農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられて
いない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については、利用計画
及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 6 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、農地の広がり
が 10 ha 未満の農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられて
いない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については、利用計画
及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 7 番の申請地は、瀬長地区の住宅地域に近接し、農地の広がり
が 10 ha 未満の農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられて
いない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については、利用計画
及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 8 番の申請地は、長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がり
が 10 ha 未満の農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられて
いない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については、利用計画
及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 9 番の申請地は、長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10 ha未満の農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については、利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 10 番の申請地は、長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10 ha未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については、利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 11 番の申請地は、長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10 ha未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については、利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 12 番の申請地は、長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10 ha未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については、利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 13 番の申請地は、長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10 ha未満の農地となっています。現場は既にヤードとして転用許可を受けていることから整備済みとなっております。現地の境界、周辺への被害防除等については、現在の利用状況から特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 14 番の申請地は、長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10 ha未満の農地となっています。現場は既にヤードとして転用許可を受けていることから整備済みとなっております。現地の境界、周辺への被害防除等については、現在の利用状況から特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 15 番の申請地は、長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10 ha未満の農地となっています。現場は既にヤードとして転用許可を受けていることから整備済みとなっております。現地の境界、周辺への被害防除等については、現在の利用状況から特に問題ないと考えられます。

議案第 38 号について、説明は以上です。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。議案第 38 号は 1 件ずつ審議します。初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思います。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決します。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 5 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して

お願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 6 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

整理番号 6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 6 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 7 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。よろしいですか。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 7 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 7 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では整理番号 8 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 8 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可

相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 8 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 9 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 9 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 9 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 10 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 10 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 10 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 11 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

質疑なしと認め、これより採決します。

整理番号 11 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 11 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 12 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 12 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 12 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 13 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 13 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 13 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 14 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

これより採決します。

整理番号 14 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 14 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 15 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決します。

整理番号 15 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 15 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に協議第 11 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 131 ページをお開きください。

協議第 11 号「農用地区域内の一部用途変更について」、令和 3 年 8 月 23 日付、豊経建農第 327 号で豊見城市長より協議依頼がありますので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、委員会の意見を求めることとなっております。

詳しい内容につきましては、主管課である農林水産課より説明させますので、よろしくをお願いします。

農林水産課 こんにちは。農林水産課の比嘉と申します。内容については着席して説明したいと思います。

令和 3 年 8 月 5 日付で農用地区域内の用途変更について申請がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、農業委員会の意見を聴くものであります。

農振農用地に農業用倉庫、畜舎等の農業用施設を設置する場合は、農業用施設用地への用途区分の変更の申出が必要となっております。

申請者は具志幸紀郎さんとなっております。申請場所が、字渡嘉敷太田原 303-2。面積は、1,317 m²のうち 51 m²。目的は、作業場、休憩場、倉庫等となっております。今回申請内容については、農業用施設用地に該当すること、周辺農地における農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと等を確認し、農林水産課としては適当であると考えております。

説明は以上です。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。協議第 11 号について説明が終わりました。協議第 11 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

協議第 11 号については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、協議第 11 号については豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。
次に協議第 13 号について質疑します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 144 ページをお開きください。
協議第 13 号「農用地区域からの除外申請について」、令和 3 年 8 月 24 日付、豊経建農第 362 号で豊見城市長より協議依頼がありますので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、委員会の意見を求めることとなっております。
詳しい内容につきましては、主管課である農林水産課より説明させますので、よろしくをお願いします。

農林水産課 引き続き審議をお願いします。令和 2 年 10 月 30 日付で、農用地区域からの除外について申請がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、農業委員会の意見を聴くものであります。
申請者は、沖縄電力株式会社となっております。申請場所は、宇田頭東り原 65 番 (1,150 m²)、宇田頭東り原 69 番 (858 m²) 計 2,008 m²。目的は、変電所の建設となっております。
今回申請内容については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 5 (公益性が特に高いと認められる事業に係る施設) の 23 号電気事業法による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物に該当し、市町村の農業振興地域整備計画の策定及び変更に係る同意基準の、公用、公共用施設の建設を目的として農用地区域から除外するもので、農林水産課としては除外は適当であると考えております。
説明は以上です。審議のほどよろしくをお願いします。

にご異議ございませんか。

(異議なし)

議長


異議なしとのことですので、協議第 13 号については豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆様には、提案された議事日程に対して、真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきましたこと、ありがとうございます。これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和 3 年 8 月 27 日 (金)


午後 2 時 19 分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 澄子 

6 番委員

金城 朝之 

7 番委員

比嘉 強 